

## 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について（概要）

## 1 現行制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて飼料の成分規格を定めることができることとされており、当該成分規格は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）において定められている。

このうち、飼料に含まれる農薬の成分である物質については、成分規格等省令別表第1の1の（1）のセ及びソの表において、飼料に超えて含まれてはならない量（以下「残留基準」という。）を平成18年5月に暫定的に定め、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果や、国内外での農薬の使用基準（農薬の使用方法）の変更等を踏まえ、適宜見直しを行っている。

なお、セの表は、飼料の原料について、原料ごとに残留基準を定めるものであり、また、ソの表は、飼料の原料を配合した飼料（配合飼料）について、給与対象となる家畜ごとに残留基準を定めるものである。

## 2 改正の趣旨

今般、成分規格等省令別表第1の1の（1）のセに掲げる農薬の成分であるペンディメタリン、イマザピル、シアナジン及びマラチオンについて、食品安全委員会から食品健康影響評価の結果が答申されたことから、当該評価結果を踏まえ、ペンディメタリン等の残留基準を見直し、以下のとおり、成分規格等省令の一部を改正する。

なお、本改正について、農業資材審議会に意見を聴き、それぞれ令和元年12月、令和2年10月、令和2年12月、令和4年4月に適当である旨の答申を得ている。

## (1) ペンディメタリン

飼料の原料	残留基準 (mg/kg) (規制対象物質：ペンディメタリン（親化合物のみ）)	
	改正前	改正後
えん麦	0.1	0.1
大麦	0.2	0.2
小麦	0.2	0.2
とうもろこし	0.2	0.2

飼料の原料	残留基準 (mg/kg) (規制対象物質：ペンディメタリン (親化合物のみ))	
	改正前	改正後
マイロ	0.1	0.1
ライ麦	0.2	0.2
牧草 (アルファルファに限る。)	<u>15</u>	<u>150</u>
牧草 (アルファルファを除く。)	<u>15</u>	<u>2,000</u>

※ 下線部は改正部分

### (2) イマザピル

飼料の原料	残留基準 (mg/kg) (規制対象物質：イマザピル (親化合物のみ))	
	改正前	改正後
大麦	(新設)	<u>0.7</u>
小麦	0.05	0.05
大豆	5	5
大豆油かす	7	7
とうもろこし	0.05	0.05
牧草	30	30

※ 下線部は改正部分

### (3) シアナジン

飼料の原料	残留基準 (mg/kg) (規制対象物質：シアナジン (親化合物のみ))	
	改正前	改正後
えん麦	<u>0.01</u>	(削る。)
大麦	<u>0.05</u>	(削る。)
小麦	<u>0.1</u>	(削る。)
とうもろこし	<u>0.1</u>	(削る。)
マイロ	<u>0.01</u>	(削る。)
ライ麦	<u>0.01</u>	(削る。)
牧草	<u>0.01</u>	(削る。)

※ 下線部は改正部分

#### (4) マラチオン

飼料の原料	残留基準 (mg/kg) (規制対象物質：マラチオン (親化合物のみ))	
	改正前	改正後
えん麦	<u>2</u>	<u>3</u>
大麦	2	2
小麦	<u>8</u>	<u>10</u>
とうもろこし	2	2
マイロ	<u>2</u>	<u>6</u>
ライ麦	2	2
牧草	135	135

※ 下線部は改正部分

### 3 施行期日

- (1) ペンディメタリン、シアナジン及びマラチオンについて  
公布の日から施行する。
- (2) イマザピルについて  
公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。